

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	河内町	国調人口(H17.10.1現在)	10,959
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	126

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.42 (H18)	標準財政規模(百万円)	2,695
実質公債費比率(%)	12.8 (H19)	地方債現在高(百万円)	6,260
経常収支比率(%)	91.2 (H18)	うち普通会計債現在高(百万円)	2,796
実質収支比率(%)	9.1	うち公営企業債現在高(百万円)	3,464
		積立金現在高(百万円)	922

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	河内町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度
既存計画との関係	集中改革プラン：計画期間（平成17年度から平成21年度）
公表の方法等	広報、ホームページ等
基 本 方 針	少子高齢化や地方分権の時代を迎え、限られた財源・人員の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくために、集中改革プランの推進事項を踏まえ、行財政改革を確実に推進し、より効率的な行政運営を行っていく。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			16	16
	補償金免除額			2	2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	義務教育施設整備事業債			5,312	5,312
	厚生福祉施設整備事業債		28,715		28,715
小 計 (A)			28,715	5,312	34,027
出 一 般 債 等 計	上水道一般会計出資債		1,609	10,878	12,487
小 計 (B)			1,609	10,878	12,487
合 計 (A)+(B)			30,324	16,190	46,514

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出 一 般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	<p>近年、河内町では急激な少子高齢化を背景に人口減少が続いており、地方税収の伸び悩みに加え、地方交付税制度改革に伴う交付税総額の抑制と相まって、一般財源総額の減少傾向が急激に進んでいる。この影響を受けて、平成17年度の経常収支比率は、初めて90%を超え、財政構造の硬直化が深刻な課題となっている。</p> <p>こうした極めて厳しい財政状況において、歳入面においては、自主財源の確実な確保を行うために徴収率の向上を図っており、また、歳出面においては、定員適正化の推進等、集中改革プランに基づく行財政改革を確実に推進し、より効率的な行政運営に努めている。</p>
財 政 運 営 課 題	<p>課 題 ① 定員管理の適正化</p> <p>公立の学校、保育所等の施設が多いことにより、人口千人あたり職員数は11.18人と類似団体平均10.22人を上回っている。また、人件費は経常的経費の約3割を占めており、経常一般財源が減少していく中で、経常収支比率悪化の原因となっている。</p>
	<p>課 題 ② 給与水準の適正化</p> <p>ラスパイレス指数は91.3と類似団体平均92.8を下回っている。一方で、公立の施設が多いため人口千人あたり職員数は類似団体平均を上回っており、定員管理の適正化とともに給与・手当の適正化が行政改革大綱の課題となっている。</p>
	<p>課 題 ③ 税収入の確保</p> <p>町税徴収率については、全国及び県平均に及ばず、低迷が続いている。税収の伸び悩み傾向が続く中で、三位一体の改革に伴う税源移譲を有効にするためにも、徴収率の向上による税収の確実な確保が課題となっている。</p>
	<p>課 題 ④ 物件費等の適正化</p> <p>物件費については、経常経費上昇の原因となるため、従来から抑制に努めている。しかし、需用費を主とした抑制策にも関わらず、委託料や賃金等の増により、経常的経費の約17%を占め上昇傾向にある。このため、行政改革大綱の課題にもなっており、施設の統廃合や委託業務の見直し等により更なる削減を行う必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤ 補助金の整理合理化</p> <p>町単独補助金については、零細なもの、長期間継続しているもの等、その効果に疑問のあるものもあり、補助金の整理合理化は行政改革大綱に基づく推進事項にもあげられている。</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
地方税	987	915	891	915	934	1,012	1,062	1,062	1,062	1,062
地方譲与税	297	314	352	360	409	318	318	318	318	318
地方特例交付金	37	35	31	29	20	6	6	4	4	4
地方交付税	1,772	1,607	1,506	1,517	1,426	1,441	1,429	1,429	1,429	1,429
小計(一般財源計)	3,093	2,871	2,780	2,821	2,789	2,777	2,815	2,813	2,813	2,813
分担金・負担金	10	13	10	11	11	11	11	11	11	11
使用料・手数料	68	69	67	65	64	64	64	64	64	64
国庫支出金	90	121	106	88	63	58	175	85	57	57
うち普通建設事業に係るもの	1		1	11	1	1	118	28	1	1
都道府県支出金	186	167	115	119	129	129	127	127	127	127
うち普通建設事業に係るもの	63	35	5	3	5	5	5	5	5	5
財産収入	1		12	1	5	2	2	2	2	2
寄附金	6		1		5					
繰入金	275	233	214	207	102	163	217	134	52	40
繰越金	197	233	363	339	286	249				
諸収入	261	298	260	224	225	193	220	220	220	220
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	252	434	326	234	186	167	254	178	157	157
特別区財政調整交付金										
歳入合計	4,439	4,439	4,254	4,109	3,865	3,813	3,885	3,634	3,503	3,491
人件費 a	1,110	1,065	1,091	1,077	1,053	1,057	1,048	1,042	1,027	1,027
うち職員給	730	707	725	706	676	681	673	667	653	653
物件費 b	587	586	542	560	557	605	557	557	530	530
維持補修費 c	14	17	16	19	14	20	20	20	20	20
a + b + c = d	1,711	1,668	1,649	1,656	1,624	1,682	1,625	1,619	1,577	1,577
扶助費	199	248	264	272	257	269	263	266	269	272
補助費等	1,016	980	859	778	736	728	713	713	713	713
うち公営企業(法通)に対するもの	91	68	67	63	59	40	30	30	30	30
普通建設事業費	377	273	222	176	160	181	384	152	95	91
うち補助事業費	39	1	3	32	2	4	238	59	4	4
うち単独事業費	338	272	219	144	158	177	146	93	91	87
災害復旧事業費										
失業対策事業費										
公債費	318	306	274	287	313	349	339	333	298	287
うち元金償還分	245	240	211	226	254	293	283	276	245	226
積立金	101	113	100	100	5	1	1	1	1	1
貸付金	3	3	3	8	4	3				
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	464	478	532	534	507	583	546	546	546	546
うち公営企業(法通)に対するもの	242	247	264	237	237	266	240	240	240	240
その他	16	7	12	12	10	17	14	4	4	4
歳出合計	4,205	4,076	3,915	3,823	3,616	3,813	3,885	3,634	3,503	3,491

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
形式収支	233	363	339	286	249	0	0	0	0	0
実質収支	233	352	339	286	246	0	0	0	0	0
標準財政規模	3,061	2,807	2,733	2,750	2,695	2,774	2,774	2,774	2,774	2,774
財政力指数	0.38	0.39	0.40	0.41	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42
実質赤字比率 (%)										
経常収支比率 (%)	89.7	85.5	89.2	93.5	91.2	91.2	90.9	90.6	91.1	89.7
実質公債費比率 (%)	—	—	—	12.1	12.8	12.8	12.8	12.7	12.6	12.6
地方債現在高	2,547	2,742	2,857	2,864	2,796	2,669	2,636	2,534	2,452	2,395
積立金現在高	1,286	1,199	1,097	1,015	923	760	547	417	369	333
財政調整基金	327	290	241	221	206	156	106	50	30	15
減債基金	232	182	132	132	122	106	56	50	35	20
その他特定目的基金	727	727	724	662	595	498	385	317	304	298

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>定員管理の適正化（Ⅱの課題①）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中改革プラン（平成17年～平成22年）において定員管理の数値目標▲14人（公営企業等を除く）を設定し、定員管理の適正化を推進。これを実現するために、新規採用を極力抑制し、機構改革及び施設の統廃合や民間委託を含めた事務事業の見直しにより行政運営の効率化を図っていく。また、平成23年以降についても、引き続き同様の施策を行い、定員適正化に努めていく。（改善額の根拠）定員適正化計画における年度別職員給削減額の試算による
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>給与水準の適正化（Ⅱの課題②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成19年度に新給与制度に移行。 ・行政改革大綱に基づく給与・手当の適正化方針により、特殊勤務手当については当分の間支給しない特例条例を制定。（平成18年1月1日施行） ・地域手当については、支給地域に該当せず、支給は行わない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ラスパイレス指数については、国を大きく下回っているが、今後も民間給与等に留意しながら、適正な給与水準に努めていく。 ・退職に伴う技能労務職員の新規採用は行わず、事務・事業の見直しや民間委託の推進等により対応していく。 ・技能労務職の職種ごとの平均年齢・平均給与等について、国・県及び類似団体や民間事業者平均との比較を加え、町ホームページで公表している。今後は、平成20年3月までに「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針（例）」を参考としながら、取り組み方針の策定・公表を行っていく。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職時の特別昇給については、平成16年度に廃止。 ・勸奨退職時特別昇給については、平成21年度末の廃止に向けて、職員組合等と協議を行っていく。
◇ 福利厚生事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・互助会等への福利厚生事業は行っていない。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	<p>物件費の削減（Ⅱの課題④）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の見直しや施設の統廃合により、物件費の削減を推進し、経常経費の抑制に努めていく。 ・需用費はもとより、委託料や使用料賃借料、賃金等物件費全体について削減を行う。（改善額の根拠）平成19年度△7百万円（委託料、使用料賃借料等）、平成22年度△28百万円（賃金等）
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間委託の実施が適当な事務・事業については、行政責任の確保、住民サービスの維持・向上に留意しつつ民間委託等を推進する。 ※平成18年度には学校給食業務の民間委託を実施。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容				
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>税収入の確保（Ⅱの課題③）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務担当に収納対策班を新設し、徴収体制を強化するとともに、担当課職員による滞納整理事務を継続的に実施。 ・ 滞納整理強化月間を設け、全庁職員のうち課長補佐以上の役職員による町税及び国民健康保険税を対象とした滞納整理を実施。 ・ 茨城県租税債権機構との連携による滞納処分の適正な執行。 ・ 平成20年度に町税の徴収率90%を目標とする。 <p>（改善額の根拠）平成20年度 15百万円（徴収率の向上による目標額）</p>				
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進					
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>○ 行政改革や財政状況に関する情報公開</p> <table border="1" data-bbox="174 683 696 852"> <tr> <td data-bbox="174 683 696 772">◇ 給与及び定員管理の状況の公表</td> <td data-bbox="696 683 2107 772"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員の給与と職員数の状況について、町広報及びホームページで公表。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 772 696 852">◇ 財政情報の開示</td> <td data-bbox="696 772 2107 852"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算および決算状況等について、町広報及びホームページで公表。 ・ 平成17年度決算における「財政状況等一覧表」及び「財政比較分析表」について作成・公表。 </td> </tr> </table> <p>○ 公会計の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方行革新指針」に基づき、連結財務書類4表について平成23年度に公表予定。 <p>○ 行政評価の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期導入に向け検討中。 	◇ 給与及び定員管理の状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員の給与と職員数の状況について、町広報及びホームページで公表。 	◇ 財政情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算および決算状況等について、町広報及びホームページで公表。 ・ 平成17年度決算における「財政状況等一覧表」及び「財政比較分析表」について作成・公表。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町職員の給与と職員数の状況について、町広報及びホームページで公表。 				
◇ 財政情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算および決算状況等について、町広報及びホームページで公表。 ・ 平成17年度決算における「財政状況等一覧表」及び「財政比較分析表」について作成・公表。 				
7 その他					
○補助金の整理合理化	<p>補助金の整理合理化（Ⅱの課題⑤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等検討委員会を設置し、補助金制度についての抜本的な見直しを実施。 ・ 町単独補助金について、個別に補助金ヒアリングを行い、審査及び判定。 <p>（改善額の根拠）平成20年度から計画期間中対前年度△5百万円（単独補助金の削減による目標額）</p>				

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員適正化計画により、定員管理の適正化を推進。平成17年～平成22年までに▲14人（公営企業等除く）を目標とする。※IV-2
2 物件費の削減	事務・事業の見直しや施設の統廃合により委託料や賃金等の削減を行っていく。平成19年度△7百万円、平成22年度△28百万円目標 ※IV-3
3 地方税の徴収率の向上による歳入の確保	収納対策班を新設するとともに、滞納整理強化月間の設定や徴収嘱託員の活用により徴収体制を強化。平成20年度に徴収率90%を目標。※IV-4
4 補助金の整理合理化	平成17年度に補助金等検討委員会を設置し、町単独補助金について抜本的見直しを実施中。平成20年度から対前年度△5百万円目標 ※IV-7

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位：人、百万円)

課題	項目	実績					計画前5年度 実績	目標					計画合計		
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)		平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)			
	職員数	136	135	132	126	126		125	122	121	115	115			
	増減数		-1	-3	-6	0	-10	-1	-3	-1	-6	0	-11		
	職員数のうち一般行政職員数	133	132	129	123	123		122	119	118	112	112			
	増減数		-1	-3	-6	0	-10	-1	-3	-1	-6	0	-11		
	職員数のうち教育職員数	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3			
	増減数						0						0		
	職員数のうち警察職員数														
	増減数														
	職員数のうち消防職員数														
	増減数														
	職員数のうち技能労務職員数														
増減数															
実質公債費比率		-	-	-	12.1	12.8		12.8	12.8	12.7	12.6	12.6			
増減															
地方債現在高		2,547	2,742	2,857	2,864	2,796		2,669	2,636	2,534	2,452	2,395			
増減		7	195	115	7	-68	256	-127	-33	-102	-82	-57	-401		
1	人件費(退職手当を除く。)	1,028	993	1,005	969	934		961	920	923	871	871			
	改善額							14	48	60	117		239		
2	行政管理経費(物件費)	587	586	542	560	557		603	557	557	530	530			
	改善額					13	13	7	7	7	35	35	91		
3	地方税	987	915	891	915	934		1,012	1,062	1,062	1,062	1,062			
	改善額							15	15	15	15	15	60		
4	補助費等	1,016	980	859	778	736		728	713	713	713	713			
	改善額					5	5	5	10	15	20	20	50		
	改善額												0		
	改善額														
							計画前5年間改善額 合計	18						改善額 合計	440

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 改善額については、原則として、計画期間中(又は計画前5年間)の当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後の計画期間中(又は計画前5年間)も継続するものとして、各年度の改善額を計上すること。

4 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

5 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

6 3による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

7 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 線上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

8 必要に応じて行を追加して記入すること。

(参考) 補償金免除額 2